

# JIS Z 2305:2013による 新規認証申請実施案内



一般社団法人 日本非破壊検査協会 認証事業本部

\*本書は、一般社団法人 日本非破壊検査協会 認証事業本部が実施する JIS Z 2305:2013に基づく資格制度における資格認証について書かれたものです。実施案内は最後までよく読んで、資格認証審査結果が出るまで大切に保管してください。

\*本書は JIS Z 2305:2013に基づく内容です。規格の改正等により資格及び認証制度が改正された場合、変更等もありますので予めご了解ください。

今期の新規認証申請書の受付期間<資格証明書発効日：2016年10月01日>  
2016年7月21日（木）～2016年8月3日（水）必着

<新規認証申請実施日程>

	4月1日発効資格	10月1日発効資格
①新規認証申請書の発送 二次試験結果通知と一緒に送付されます	1月中旬	7月中旬
②新規認証申請書の受付期間 上記「今期の新規認証申請書の受付期間」参照	1月下旬～2月上旬	7月下旬～8月上旬
③新規認証審査結果と認証申請料振込票の発送	2月下旬	8月下旬
④認証申請料の振込 認証申請料振込票に記載された「振込期限」参照	3月	9月
⑤資格証明書の発送 認証申請料の入金確認後に順次発送	3月	9月

<新規認証申請実施案内目次>

1. 新規認証申請とは	2 ページ
1.1 認証の条件	2 ページ
1.2 新規認証申請の有効期間	2 ページ
2. 視力検査とは (JSNDI ホームページ「(EA5) 視力検査証明書 様式 V-1」参照)	2 ページ
3. 工業に関わる NDT 経験とは	2 ページ
3.1 レベル 1 及びレベル 2 の最小限の経験期間	3 ページ
3.2 レベル 3 の最小限の経験期間	3 ページ
3.3 限定 NDT 方法のレベル 1 及びレベル 2 の最小限の経験期間	3 ページ
4. 新規認証審査の流れ	4 ページ
5. 書類チェックと審査について	4 ページ
6. 提出書類	4 ページ
7. 送付先・問合先	5 ページ
8. 料金	5 ページ
9. 誓約書について	5 ページ
10. 非破壊試験に関わる者の倫理規程	5 ページ
11. 登録情報の変更について	6 ページ
12. よく寄せられる質問	7 ページ
13. 新規認証申請書の記入方法について	8 ページ
14. 新規認証審査適格後の資格証明書発送スケジュール	13 ページ
<巻末資料>レベル 2 及びレベル 3 用 NDT 方法別経験記入例	14 ページ

## 1. 新規認証申請とは

新規試験に合格した方は、認証の条件を満足したのち新規認証申請を行うことで、認証資格（資格証明書）を得ることが出来ます。試験を合格しただけでは、認証資格を得ることはできません。資格証明書の有効期間は5年間です。

### 1.1 認証の条件

認証の条件	備考
訓練	受験申請時に確認済
視力検査	受験申請時及び新規認証申請時に確認します
試験の合格	合格者に新規認証申請書が発送されます
工業に関わるNDT経験	新規認証申請時に審査されます

### 1.2 新規認証申請の有効期間

新規認証申請書の有効期間は2年間です（新規試験合格から2年間）。

\* レベル3では新規試験合格から2年間の申請有効期間だけでは認証の条件（工業に関わる経験）を満足できない場合があります。要求される最小限の経験期間（2.2項）を参照し、認証申請時に不足が生じないよう受験前に適切な期間の業務経験を積むようにしてください。

## 2. 視力検査とは（JSNDIホームページ「(EA5) 視力検査証明書 様式V-1」参照）

新規認証申請では、1年内に視力要求事項を満たしていることを確認致します。

1年内に行われた視力要求事項の検査結果に基づき、雇用責任者が証明しなければなりません。

視力検査の要求事項としては次があります。新規認証申請では、色覚要求事項は不要です。

#### <近方視力要求事項>

Times New Roman N4.5 [Jaeger number 1でも可] の文字（様式V-1参照）について30cm以上離れて単眼又は両眼（視力矯正可）で判読できること。近方視力については受験申請前及び資格取得後毎年1回実施し、雇用責任者が本書類（原本）又は本書類の様式に準じた記録を毎年保管しJSNDIから提示を求められた場合は提出をしてください。

\* 新規認証申請では、視力検査証明書の提出の必要はありません。

## 3. 工業に関わるNDT経験とは

工業に関わるNDT経験とは、認証資格を得るために必要な「申請するNDT方法・分野における工業に関わる経験」です。訓練は、NDT経験には含めることができません（レベル3を除く）。

NDT業務経験は、資格付けされた監督（12項参照）の下で得なければなりません。

下表がNDT方法・レベル別の工業に関わる最小限の経験です。

NDT経験は、公称40時間/週を基にします。40時間/週を超えて業務等を行っている場合は、総労働時間に基づいた経験の月数として加算できますが、そのNDT経験の証拠の提出が必要です。

なお、複数NDT方法の同時申請等による経験期間の削減はできません。

### 3.1 レベル 1 及びレベル 2 の最小限の経験期間

NDT 方法	レベル 1	レベル 2	
		レベル 1 資格保持者	レベル 1 資格非保持者
RT、UT、ET	3 か月	9 か月	12 か月
MT、PT、ST	1 か月	3 か月	4 か月

レベル 1 資格保持者とは、申請する NDT 方法のレベル 1 資格を保持している方です。

### 3.2 レベル 3 の最小限の経験期間

JSNDI では、レベル 3 受験条件としてレベル 2 資格保持を要求しています。

NDT 方法	レベル 3	
	2 年以上の工学又は科学の履修あり	2 年以上の工学又は科学の履修なし
RT、UT、ET	18 か月	36 か月
MT、PT、ST	12 か月	24 か月

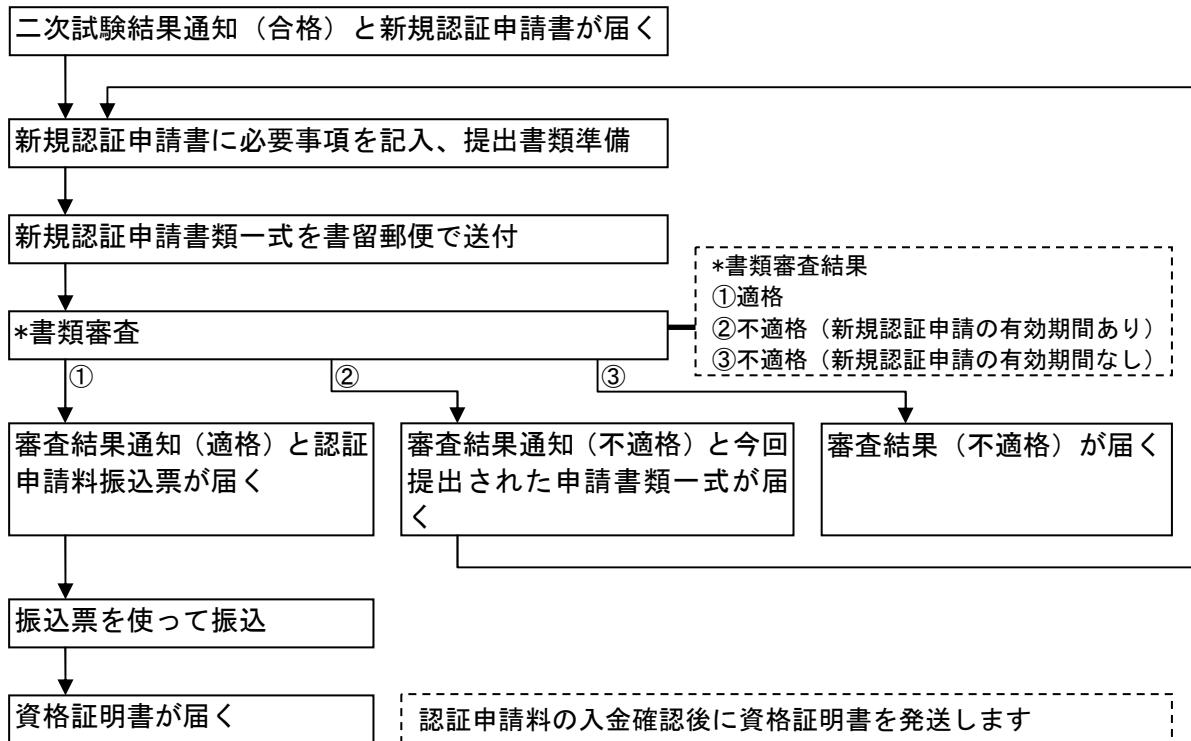
- ・2 年以上の工学又は科学の履修とは、技術専門学校又は認定された短期大学、単科大学若しくは総合大学で履修する 2 年以上の工学又は科学のことです。
- ・「2 年以上の工学又は科学の履修」による削減を求める場合、上記で示す学校が発行した『成績証明書（原本）』を提出しなければなりません。
- ・「2 年以上の工学又は科学の履修」による削減の審査は所管委員会において実施されます。どのような科目をどの程度履修していれば削減の対象となるかは、個人ごとに履修した科目等で異なりますので、所管委員会が『成績証明書』の内容で判断致します。したがって、事前にお問合せいただいてもお答えすることはできません。
- ・削減が認められず最小限の経験期間を満足できなかった場合、不適格となります。新規認証申請の有効期間（1.2 項参照）が残っている場合は、次回改めて申請いただくことになります。
- ・また、2016 年 2 月以降に「2 年以上の工学又は科学の履修」が確認されている（審査で「適格」となっている）場合、改めて成績証明書を提出する必要はありません。新規認証申請書の「L3 成績証明書確認」欄に『適格』、及び、「レベル 3 新規認証申請者記入」欄に『履修確認済』と印字された方は提出不要です。

### 3.3 限定 NDT 方法のレベル 1 及びレベル 2 の最小限の経験期間

限定 NDT 方法	レベル 1	レベル 2	
		レベル 1 資格保持者	レベル 1 資格非保持者
UM	2 か月	—	—
MY、PD	1 か月	2 か月	3 か月
ME	1 か月	—	—

レベル 1 資格保持者とは、申請する限定 NDT 方法のレベル 1 資格を保持している人です。

#### 4. 新規認証審査の流れ



#### 5. 書類チェックと審査について

新規認証申請書類の提出後に事務局による書類チェックが行われます。

書類チェックにおいて、提出書類の不足や記入漏れ、不備等が確認されると事務局から連絡がありますので、速やかに修正等の対応をお願いします。

書類チェックの後、認証事業本部査定委員会による審査が行われます。

審査では提出された書類に対する適否が確定しますので、不適格の判定後に書類を修正することはできません。

#### 6. 提出書類

提出書類は次のとおりです。過不足のないよう注意してください。

新規認証申請書

(成績証明書<sup>\*1</sup>：レベル3申請者の中で必要に応じ)

(レベル1資格証明書コピー<sup>\*2</sup>：レベル2申請者の中で必要に応じ)

住民票の写し<sup>\*3</sup>（申請者本人が記載されたもの）、又は、有効なJSNDI資格証明書のコピー

(変更届：必要に応じ)

\*1 成績証明書：レベル3で2年以上の工学又は科学の履修による削減を求める場合に必要。ただし、以前に成績証明書の審査で『適格』となっている場合は不要。『適格』となっている場合、新規認証申請書の「L3成績証明書確認」欄に『適格』、及び、「レベル3新規認証申請者記入」欄に『履修確認済』と印字しています。

\*2 レベル1資格証明書コピー：レベル2申請者でレベル1資格保持による削減を求める場合に必要。

\*3 「住民票の写し（申請者本人が記載されたもの）」に関する注意事項

役所で住民票の写しを請求の際は、「世帯全員」ではなく「世帯の一部」を選択し、新規認証申請者が記載されたものを入手してください。「世帯全員」が記載された住民票を提出されても構いませんが、本人が記載されている頁のみ抜き取って提出しても「本人確認書類」としては認められませんので、ご注意ください。

## 7. 送付先・問合先

書留郵便（簡易書留可）で下記宛に受付期間必着で送付してください。

一般社団法人 日本非破壊検査協会 認証事業本部 新規認証申請係

〒136-0071 東京都江東区亀戸2-25-14 立花アネックスビル10階

TEL 03-5609-4014

\* 勤務先等で提出する新規認証申請書が複数枚ある場合、一つの封筒にまとめて送付いただいても構いません。ただし、何通分同封したのか封筒に明記してください（通数の確認だけ行います）。

## 8. 料金

新規認証審査で適格となると審査結果通知（適格）と認証申請料振込票が届きます。

審査適格後に1申請につき「13,000円+消費税」がかかります。

## 9. 誓約書について

新規認証申請者と雇用責任者は「非破壊試験に関わる者の倫理規程（以下、倫理規程という）」に同意した上で、新規認証申請書に氏名と押印をしてください。

新規認証申請書に氏名と押印をすることで倫理規程に同意した誓約とします。

## 10. 非破壊試験に関わる者の倫理規程

日本非破壊検査協会認証事業本部が実施する認証制度における非破壊試験に関わる者は、「非破壊試験に関わる者の倫理規程（下記参照）」を遵守しなければなりません。

日本非破壊検査協会認証事業本部に提出される書類等に氏名を記入する（又は、記載を許可する）場合、「非破壊試験に関わる者の倫理規程」を了解のうえ、記入（又は、記載）したものとし、倫理規程を遵守する責任があります。

### 非破壊試験に関わる者の倫理規程

一般社団法人 日本非破壊検査協会 認証事業本部（以下、JSNDI 認証事業本部）が実施する認証制度（JIS Z 2305「非破壊試験技術者の資格及び認証」）における非破壊試験に関わる者が遵守すべき倫理規範を以下のとおりに定める。

また、「非破壊試験に関わる者」とは、JSNDI 認証事業本部が実施する認証制度に関わる雇用主、訓練に関わる者、申請者、資格証明書保持者及びそれ以外の立場で認証制度に関与する者とする。

#### 1. 使命

非破壊試験に関わる者は、その専門的知識と経験に基づき、非破壊試験技術の健全な普及と強化に努め、社会に信頼される非破壊試験技術を供給することに努めなければならない。

#### 2. 法の遵守

非破壊試験に関わる者は、法令を遵守するとともに、本倫理規程及び遵守事項に従わなければならぬ。

#### 3. 品位の保持

非破壊試験に関わる者は、自らの使命の重要性に鑑み、品位の保持に努め、高い社会的信頼を保持するように努めなければならない。

#### 4. 社会への貢献

非破壊試験に関わる者は、非破壊試験技術の健全な普及と強化のために、自身の業務成果について積極的に社会に対して情報を発信し、後進の育成に協力しなければならない。ただし、自身が遵守すべきあらゆる組織や団体の守秘義務に違反することがあってはならない。

#### 5. 不正行為の禁止

非破壊試験に関わる者は、当協会の資格試験、資格の認証行為及び認証資格について、以下の行為を代表する一切の不正行為をせず、自らの行動を規律するよう努め、正々堂々と非破壊試験に関わる者として社会に対し価値を提供しなければならない。

- (1) 虚偽の情報登録及び申請。
- (2) 情報の捏造。
- (3) 受験申請者以外の第三者による資格試験の受験。
- (4) 認証資格の不正利用。
- (5) その他、社会的モラルを逸脱した行為。

#### 6. 自己研鑽

非破壊試験に関わる者は、常に自己研鑽に励み、非破壊試験技術の健全な普及と強化のために最新の知識と技術の獲得に継続的に努めなければならない。

#### 7. 倫理規程違反に対する処置

非破壊試験に関わる者が本規程に抵触すると考えられる場合、又は、非破壊試験に関わる者として著しく体面を汚したと考えられる場合、JSNDI 認証事業本部は適切な処置を行う。

#### 8. 規程の変更

この規程は、JSNDI 認証事業本部の決議により変更することができる。

以上

### 11. 登録情報の変更について

新規認証申請書と一緒に「登録情報確認票 兼 変更届け」が送付されています。

「登録情報確認票 兼 変更届け」の記載内容に変更のある場合は、「登録情報確認票 兼 変更届け」の変更欄に変更内容を朱書きし、登録者本人の署名・押印のうえ新規認証申請書と一緒に提出してください。

登録情報に変更のない場合は、「登録情報確認票 兼 変更届け」の提出の必要はありません。

#### <業種一覧>

No.	業種	No.	業種	No.	業種
01	検査	08	プラント・エンジニア	15	中立機関
02	鉄鋼	09	鉄道	16	航空／航空宇宙
03	造船	10	装置メーカ	17	自動車
04	鉄鋼ファブリケータ	11	金属	18	上下水道
05	電力	12	建築	19	道路
06	ガス	13	学校	20	その他
07	石油化学	14	官庁		

## 12. よく寄せられる質問

Q 雇用主の証明は誰がするのでしょうか？

A 新規認証申請における雇用責任者は、申請者の業務活動について証明できる方（申請者と雇用関係にある方。例えば、申請者の上司）とし、個人事業者の場合はご本人が証明してください。

Q 雇用主証明の押印は、会社印ですか、個人印ですか？

A どちらでも構いません。

Q 申請者が雇用主、又は、個人事業主の場合、証明は誰がするのでしょうか？

A 申請者は、雇用主の立場で、雇用主に帰する全ての責任を負うことで証明してください。

Q 書類は書留郵便で送らなければなりませんか？

A 必ず送付した記録（控え）が残る方法（簡易書留等）により受付期間必着でお送りください。その記録（控え）は新規認証申請の審査結果が出るまで保管してください。

Q 資格付けされた監督とは、どのような人（監督）ですか？

A 新規認証申請者と同じNDT方法の資格保持者、又は、NDT業務部署の所属長（監督）です。

Q 監督とは、どのようなことを指しますか？

A 他のNDT技術者が実施する次の行為を指示・管理し、責任を持つことです。NDT技術者につきつきりで監督することではありません。  
・NDT適用　・NDT準備　・NDT実施　・NDT結果報告

Q 認証申請料（登録料）の払い込みが遅れた場合、資格発効日はどうなりますか？

A 資格発効日ごとに新規認証審査を実施していますので、払い込みが遅れても資格発効日に変わりはありません。払い込みが遅れた場合、別途手続きが必要となりますので、事前に認証事業本部に連絡を入れてください。なお、資格発効日（予定）から12ヶ月を超えて払い込みが遅れてしまった場合、新規認証審査結果は無効となり、資格証明書は発送できませんのでご注意ください。

Q 新規認証申請で資格証明書を取得した5年後の手続きはどのようになりますか？

A 更新審査を実施します。時期になりましたら指定された連絡先へ所定の用紙を送付します。詳細については、「更新審査実施案内」をご覧ください。

### 13. 新規認証申請書の記入方法について

**表面**

A : 署名、顔写真

B : NDT 経験期間

C 1 : レベル 2  
申請者記入欄

The screenshot shows the front page of the JSNDI CA1 application form. Key sections include:

- A : 署名、顔写真**: Signature and photograph area.
- B : NDT 経験期間**: Experience period section.
- C 1 : レベル 2 申請者記入欄**: Level 2 applicant information section.

**写真保護シール**  
貼り付けた写真を  
保護するために写  
真を覆うように専  
用シールを貼り付  
けます

既に工学又は科学の  
履修の確認を受けて  
適格となっている方  
は、「L3 成績証明書  
確認」欄に「**適格**」、  
「レベル 3 新規認証  
申請者記入欄」に「**履  
修確認済**」と印字さ  
れています

**最低経験月数**

**C 2 : レベル 3  
申請者記入欄**  
**経験期間削減の必要  
がない場合、記入の  
必要はありません**

#### A : 署名、顔写真

- 新規認証申請書提出日を記入してください。記入のない場合は、申請書到着日をもって申請書提出日とともに証明日と見なします。
- 太線枠 2箇所に線に重ならないよう新規認証申請者が署名をしてください。この署名欄に記入された署名が資格証明書の署名として登録されます。署名欄 2つのうち登録を希望する署名の右横の□に✓を記入してください。
- 新規認証申請者が押印します。
- 新規認証申請者の顔写真を貼ります。この顔写真が資格証明書の顔写真として登録されます。次の「顔写真の注意事項」に該当する場合は、他の写真の再提出を求める場合があります。

#### <顔写真の注意事項>

- 申請者本人のみが撮影されたもの。
- 提出の日前 6 か月以内に撮影されたもの。
- 縁なしのもの（縦 30mm × 横 24mm）。
- 正面を向いたもの（中心からずれている、顔が横向き、傾いている、影が写っているものは不可）。
- 背景（影を含む）がないか若しくは薄いもの（白髪の方は背景がなるべく濃いものに）。
- 眼鏡、ヘアバンド、帽子などにより顔の一部が隠れていないもの（サングラス、フレームが目にかかっている、フレームが非常に太い、眼鏡に照明が反射、幅広のヘアバンド、帽子、マスク、前髪で目元が見えない等は不可）。
- 人物を特定しやすいもの（平常時の表情と著しく異なる、背景がきつく人物を特定しにくい、ピンボケ、顔に影がある等は不可）。
- デジタル写真の品質に乱れがないもの（ノイズ、にじみ、ジャギー（階段状のギザギザ）、画像処理をしているものは不可）。
- 変色や汚れ、きずがないもの。
- 写真専用紙に印刷したもの。

### <写真保護シール>

- ・「写真保護シール」は、「新規認証申請書」に同封されています。
- ・「新規認証申請書」に必要事項記入及び顔写真貼付後、顔写真を覆うように「写真保護シール」を貼ってください。「写真保護シール」が印鑑に重なっても構いません。
- ・「写真保護シール」が上手く貼れずに顔写真の上でシワになってしまった場合、無理に剥がさずそのままとし、顔写真を1枚余分に提出してください。
- ・「写真保護シール」が顔写真に貼る前に粘着部同士が貼りついて貼れなくなった、又は、汚れてしまった場合は、「写真保護シール」を貼らずに提出してください。

### B : NDT 経験期間

- ①すべての NDT 方法の経験期間を記入します。NDT 経験の開始日と NDT 経験の終了日又は業務継続中の場合は申請書提出日を記入し、その期間の月数を計算して「NDT 経験月数」に記入してください。  
月数が1か月に満たないものは切り捨ててください。  
また、開始日から終了日までの間に NDT 方法の業務等に携わっていない期間がある場合は、その期間を除いて「NDT 経験月数」に記入してください（記入例 2 参照）。

<記入例 1>2012 年 4 月 1 日から 2016 年 4 月 20 日まで連続して NDT 業務等に従事

NDT 経験期間（西暦）	
2012 年 04 月 01 日～2016 年 04 月 20 日	
NDT 経験月数	48 か月

\* 2016 年 4 月 20 日－2012 年 04 月 01 日 ⇒ 4 年（48 か月）と 20 日間 ⇒ 48 か月

<記入例 2>2012 年 4 月 11 日から 2014 年 9 月 30 日、2015 年 6 月 1 日から 2016 年 4 月 20 日の期間に NDT 業務等に従事

NDT 経験期間（西暦）	
2012 年 04 月 11 日～2016 年 04 月 20 日	
NDT 経験月数	40 か月

\* 2014 年 09 月 30 日－2012 年 04 月 11 日 ⇒ 2 年 5 か月（29 か月）と 20 日間

\* 2016 年 04 月 20 日－2015 年 06 月 01 日 ⇒ 10 か月（10 か月）と 20 日間

\* 「29 か月と 20 日間」 + 「10 か月と 20 日間」 ⇒ 39 か月と 40 日間 ⇒ 40 か月と 10 日間 ⇒ 40 か月

- ②「経験割合 (%)」は、上記①で記入した NDT 経験期間中における NDT 方法別の経験の割合です。  
合計で 100%になるよう割合を記入してください。

③「NDT 別経験月数」は、上記①の「NDT 経験月数」と上記②の「経験割合 (%)」から計算して記入します。小数点以下は切り捨ててください。

なお、「NDT 別経験月数」は小数点以下を切り捨てていますので、「NDT 別経験月数」を合計しても上記①の「NDT 経験月数」にはなりません。

<計算例>すべての NDT 方法の「NDT 経験月数」が 48 か月で UT3 を申請する場合

NDT 方法	経験割合 (%)	計算方法	NDT 別 経験月数	申請する NDT 方法・レベル の最低経験 月数
R T	10%	48 か月 × (10/100) = 4.8 ⇒ 4	4 か月	—
U T U M	80%	48 か月 × (80/100) = 38.4 ⇒ 38	38 か月	≥ 36 か月
M T M Y M E	0%	48 か月 × (0/100) = 0 ⇒ 0	0 か月	—
P T P D	0%	48 か月 × (0/100) = 0 ⇒ 0	0 か月	—
E T	0%	48 か月 × (0/100) = 0 ⇒ 0	0 か月	—
S T	0%	48 か月 × (0/100) = 0 ⇒ 0	0 か月	—
T T	0%	48 か月 × (0/100) = 0 ⇒ 0	0 か月	—
L T	0%	48 か月 × (0/100) = 0 ⇒ 0	0 か月	—
その他	10%	48 か月 × (10/100) = 4.8 ⇒ 4	4 か月	—
計	100%	—	—	—

④申請する NDT 方法の「NDT 別経験月数」が、右枠（上表の場合、UT）の「申請する NDT 方法・レベルの最低経験月数」を満足していることを確認してください。

申請する NDT 方法・レベルの最低経験月数は、「3. 工業に関わる経験とは」、又は、下表をご覧ください。

最低経験月数の低減を求める場合は、次の C 1 及び C 2 をご覧ください。

表 NDT 方法・レベル別最低経験月数一覧

NDT 方法 (略称)	レベル 1	レベル 2		レベル 3	
		レベル 1 資格保持者	レベル 1 資格非保持者	*2 2 年以上の 工学又は科学の 履修あり	*2 2 年以上の 工学又は科学の 履修なし
R T、U T、E T	3	9	12	18	36
M T、P T、S T	1	3	4	12	24
*1U M	2	—	—	—	—
*1M Y、*1P D	1	2	3	—	—
*1M E	1	—	—	—	—

\*1 限定 NDT 方法  
 \*2 技術専門学校又は認定された短期大学、単科大学若しくは総合大学で 2 年以上の工学又は（工学関連の）科学を履修

**C 1 : レベル 2 申請者記入欄（詳細については 3.1 項及び 3.3 項参照）**

レベル 2 申請者で申請する N D T 方法のレベル 1 資格を有している場合、該当する資格の□に✓を記入し、認証番号と発効日、有効期限を記入してください。また、レベル 1 資格証明書コピーの提出が必要となります。

レベル 1 資格証明書コピーの提出がない場合、レベル 1 とレベル 2 の最低経験月数を合計した月数を満足しなければなりません。

**C 2 : レベル 3 申請者記入欄（詳細については 3.2 項参照）**

レベル 3 申請者で 2 年以上の工学又は科学の履修をしている場合、履修を受けた学校名・学部・学科及び学校問合せ電話番号を記入してください。履修を証明するためには「成績証明書」の提出が必要となります。

ただし、以前に「成績証明書」を提出して「適格」となっている方は提出の必要はありません。既に「適格」となっている場合、記入見本矢印（青）の『L3 成績証明書確認』欄が「適格」、『レベル 3 新規認証申請者記入欄』が「履修確認済」と印字されています。

\* レベル 3 申請者で最低経験月数の低減をしなくても、最低経験月数を満足している方は記入しなくても構いません。

## 裏面

RT 3 非破壊 一部																																													
<b>&lt;NDT 経験内容記入欄&gt;</b>																																													
<レベル 1 及びレベル 2 記入欄>																																													
<p>・「<u>レベル 1 申請者</u>」又は「<u>レベル 1 資格を保持していないレベル 2 申請者</u>」は、申請 NDT 方法の NDT 経験において次の技法や機器、材料等の一覧から用いたものすべてにチェックを記入すること。</p> <p>・一覧にない技法や機器、材料等を用いた場合、その他の欄に記入すること。</p>																																													
RT																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%;"><input type="checkbox"/> 工業用 X 線装置</td> <td style="width: 33.33%;"><input type="checkbox"/> 一軸形透過度計</td> <td style="width: 33.33%;"><input type="checkbox"/> 自動曳引機</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 次式装置</td> <td><input type="checkbox"/> 斜形透過度計</td> <td><input type="checkbox"/> 前形透過度計</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ハイブリッド</td> <td><input type="checkbox"/> 有孔形透過度計</td> <td><input type="checkbox"/> 表面活性剤</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> モード装置</td> <td><input type="checkbox"/> 階調計</td> <td><input type="checkbox"/> 工業用 CCD 観察器</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ヨウ素装置</td> <td><input type="checkbox"/> フィルム</td> <td><input type="checkbox"/> デジタル X 線装置</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> X 線装置</td> <td><input type="checkbox"/> パーフェクタ撮影方法</td> <td><input type="checkbox"/> 電光 CT (ORL) 調量計</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> フィルムアートレート</td> <td><input type="checkbox"/> 内部 CT (ARL) 調量計</td> <td><input type="checkbox"/> 電子測定器 (TLD) 調量計</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ヨウ素アートレート</td> <td><input type="checkbox"/> 二重被覆表面調査方法</td> <td><input type="checkbox"/> 電子式調量計</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 中性子アートレート</td> <td><input type="checkbox"/> 二重被覆表面調査方法</td> <td><input type="checkbox"/> デジタル調量計</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 金属蒸光増感紙</td> <td><input type="checkbox"/> 過度標準化アートレート</td> <td><input type="checkbox"/> その他 1 (_____)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 並光増感紙</td> <td><input type="checkbox"/> タンク規徴法</td> <td><input type="checkbox"/> その他 2 (_____)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><input type="checkbox"/> 並規徴法</td> </tr> </table>				<input type="checkbox"/> 工業用 X 線装置	<input type="checkbox"/> 一軸形透過度計	<input type="checkbox"/> 自動曳引機	<input type="checkbox"/> 次式装置	<input type="checkbox"/> 斜形透過度計	<input type="checkbox"/> 前形透過度計	<input type="checkbox"/> ハイブリッド	<input type="checkbox"/> 有孔形透過度計	<input type="checkbox"/> 表面活性剤	<input type="checkbox"/> モード装置	<input type="checkbox"/> 階調計	<input type="checkbox"/> 工業用 CCD 観察器	<input type="checkbox"/> ヨウ素装置	<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> デジタル X 線装置	<input type="checkbox"/> X 線装置	<input type="checkbox"/> パーフェクタ撮影方法	<input type="checkbox"/> 電光 CT (ORL) 調量計	<input type="checkbox"/> フィルムアートレート	<input type="checkbox"/> 内部 CT (ARL) 調量計	<input type="checkbox"/> 電子測定器 (TLD) 調量計	<input type="checkbox"/> ヨウ素アートレート	<input type="checkbox"/> 二重被覆表面調査方法	<input type="checkbox"/> 電子式調量計	<input type="checkbox"/> 中性子アートレート	<input type="checkbox"/> 二重被覆表面調査方法	<input type="checkbox"/> デジタル調量計	<input type="checkbox"/> 金属蒸光増感紙	<input type="checkbox"/> 過度標準化アートレート	<input type="checkbox"/> その他 1 (_____)	<input type="checkbox"/> 並光増感紙	<input type="checkbox"/> タンク規徴法	<input type="checkbox"/> その他 2 (_____)	<input type="checkbox"/> 並規徴法								
<input type="checkbox"/> 工業用 X 線装置	<input type="checkbox"/> 一軸形透過度計	<input type="checkbox"/> 自動曳引機																																											
<input type="checkbox"/> 次式装置	<input type="checkbox"/> 斜形透過度計	<input type="checkbox"/> 前形透過度計																																											
<input type="checkbox"/> ハイブリッド	<input type="checkbox"/> 有孔形透過度計	<input type="checkbox"/> 表面活性剤																																											
<input type="checkbox"/> モード装置	<input type="checkbox"/> 階調計	<input type="checkbox"/> 工業用 CCD 観察器																																											
<input type="checkbox"/> ヨウ素装置	<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> デジタル X 線装置																																											
<input type="checkbox"/> X 線装置	<input type="checkbox"/> パーフェクタ撮影方法	<input type="checkbox"/> 電光 CT (ORL) 調量計																																											
<input type="checkbox"/> フィルムアートレート	<input type="checkbox"/> 内部 CT (ARL) 調量計	<input type="checkbox"/> 電子測定器 (TLD) 調量計																																											
<input type="checkbox"/> ヨウ素アートレート	<input type="checkbox"/> 二重被覆表面調査方法	<input type="checkbox"/> 電子式調量計																																											
<input type="checkbox"/> 中性子アートレート	<input type="checkbox"/> 二重被覆表面調査方法	<input type="checkbox"/> デジタル調量計																																											
<input type="checkbox"/> 金属蒸光増感紙	<input type="checkbox"/> 過度標準化アートレート	<input type="checkbox"/> その他 1 (_____)																																											
<input type="checkbox"/> 並光増感紙	<input type="checkbox"/> タンク規徴法	<input type="checkbox"/> その他 2 (_____)																																											
<input type="checkbox"/> 並規徴法																																													
<レベル 2 及びレベル 3 記入欄>																																													
<p>・「<u>レベル 2 申請者</u>」は、申請 NDT 方法の NDT 経験記録を下表に少なくとも 3 件以上記入すること。</p> <p>・「<u>レベル 3 申請者</u>」は、申請 NDT 方法の NDT 経験記録を下表に 5 件記入すること。</p> <p>また、必要に応じ検査記録・報告書の提出を求める場合があります。</p>																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">設備・機器</th> <th style="width: 10%;">対象物</th> <th style="width: 10%;">準拠規格等</th> <th style="width: 10%;">実施日</th> <th style="width: 10%;">記録・報告書番号</th> <th style="width: 10%;">依頼元・会社名等</th> <th style="width: 10%;">責任者・管轄部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 件目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 件目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 件目</td> <td style="color: red;">記 入 例</td> <td style="color: red;">は実施案</td> <td style="color: red;">内をご覧</td> <td style="color: red;">ください</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 件目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 件目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				設備・機器	対象物	準拠規格等	実施日	記録・報告書番号	依頼元・会社名等	責任者・管轄部署	1 件目							2 件目							3 件目	記 入 例	は実施案	内をご覧	ください			4 件目							5 件目						
設備・機器	対象物	準拠規格等	実施日	記録・報告書番号	依頼元・会社名等	責任者・管轄部署																																							
1 件目																																													
2 件目																																													
3 件目	記 入 例	は実施案	内をご覧	ください																																									
4 件目																																													
5 件目																																													
<p>私は、本紙新規認証申請者の雇用責任者として下記①、②の内容を証明します。 又、証明にあたる倫理規程に同意します。</p> <p>①本紙新規認証申請者の記入内容の証明 ②権力請求（述任権力）を満たしていることの証明（様式 V-1 に基づいて実施し、様式 V-1 原本を保管します。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%;">雇用責任者氏名と印</td> <td style="width: 33.33%;">検査 太郎 </td> <td style="width: 33.33%;">印 証明日 2020 年 10 月 10 日</td> </tr> <tr> <td>勤務先名</td> <td colspan="2">東京亀戸検査工場（株）</td> </tr> <tr> <td>所属部署名・役職</td> <td colspan="2">品質保証部 部長</td> </tr> <tr> <td>勤務先住所</td> <td colspan="2">〒136-0071 東京都江東区亀戸 2-25-14 立花アネックスビル 10 階</td> </tr> <tr> <td>電話番号/FAX番号</td> <td colspan="2">電話番号 03-5609-4074 FAX 番号 03-5609-4062</td> </tr> </table>				雇用責任者氏名と印	検査 太郎	印 証明日 2020 年 10 月 10 日	勤務先名	東京亀戸検査工場（株）		所属部署名・役職	品質保証部 部長		勤務先住所	〒136-0071 東京都江東区亀戸 2-25-14 立花アネックスビル 10 階		電話番号/FAX番号	電話番号 03-5609-4074 FAX 番号 03-5609-4062																												
雇用責任者氏名と印	検査 太郎	印 証明日 2020 年 10 月 10 日																																											
勤務先名	東京亀戸検査工場（株）																																												
所属部署名・役職	品質保証部 部長																																												
勤務先住所	〒136-0071 東京都江東区亀戸 2-25-14 立花アネックスビル 10 階																																												
電話番号/FAX番号	電話番号 03-5609-4074 FAX 番号 03-5609-4062																																												

## D 1 : NDT 経験 内容記入欄（レベル 1 及びレベル 2 記入欄）

## D 2 : NDT 経験 内容記入欄（レベル 2 及びレベル 3 記入欄）

- ・ レベル 2 : 3 件以上
- ・ レベル 3 : 5 件

## E : 雇用責任者証明欄

### ＜申請レベルと NDT 経験内容記入欄＞

申請レベルにより記入欄は次となります

申請レベル	D 1 : レベル 1 及び レベル 2 記入欄	D 2 : レベル 2 及び レベル 3 記入欄
レベル 1	必須	—
レベル 2 (レベル 1 資格非保持者)	必須	必須
レベル 2 (レベル 1 資格保持者)	—	必須
レベル 3	—	必須

### D 1 : NDT 経験内容記入欄（レベル 1 及びレベル 2 記入欄）

「レベル 1 申請者」又は「レベル 1 資格を保持していないレベル 2 申請者」は、申請する NDT 方法の経験において使用した機器、実施した技法等すべてにチェックを記入してください。  
一覧にない機器、技法等を用いた場合、その他の欄に具体的に記入してください。

### D 2 : NDT 経験内容記入欄（レベル 2 及びレベル 3 記入欄）

#### ★「<巻末資料> レベル 2 及びレベル 3 用 NDT 方法別経験記入例」参照

「レベル 3 申請者」は、申請 NDT 方法の NDT 経験記録を 5 件記入してください。

「レベル 2 申請者」は、申請 NDT 方法の NDT 経験記録を 3 件以上記入してください。

必ずすべての項目を記入してください。記入漏れは不備となります。

また、必要に応じ検査記録・報告書の提出を求める場合があります。

## E : 雇用責任者証明欄

雇用責任者は、倫理規程に同意した上で提出書類の記載内容を確認し、証明を行ってください。

新規認証申請における雇用責任者は、申請者の業務活動について証明できる方（申請者と雇用関係にある方。例えば、申請者の上司）とし、個人事業者の場合はご本人が証明してください。

### 14. 新規認証審査適格後の資格証明書発送スケジュール

新規認証審査適格後の資格証明書の発送は、認証申請料の入金確認後に行われます。

入金確認が終わったものから順次資格証明書を発送いたします。

認証資格の発効日 4月1日までに資格証明書が必要な方は、3月15日までに振り込みを済ませてください。

認証資格の発効日 10月1日までに資格証明書が必要な方は、9月15日までに振り込みを済ませてください。

また、指定外の方法で払い込まれた場合、入金確認出来ませんので資格証明書は発送できません。指定の方法で払い込むようにしてください。

## <巻末資料> レベル 2 及びレベル 3 用 NDT 方法別経験記入例

### ◆NDT 経験の記入について

- ・ NDT 経験に記入された業務情報等の知り得た情報は、新規認証審査以外には用いません。
- ・ NDT 経験は、新規認証申請書（表面）の「NDT 経験期間」に記入した期間中の NDT 経験を記入してください。
- ・ NDT 経験は、「NDT 経験期間」に従事した主だった経験をレベル 2 は 3 つ以上、レベル 3 は 5 つ記入してください。
- ・ NDT 経験は、NDT 経験を証明する文書を特定できる内容で記入してください（守秘義務により項目によっては記入できない場合でも、NDT 経験を証明する文書が紐付けできるような内容で記入をお願いします）。必要に応じ、NDT 経験を証明する文書の提出を求める場合があります。
- ・ NDT 経験の記入例は、検査記録や検査報告書等を対象に例示していますが、NDT 業務経験を証明できる文書（例えば、学会等発表論文、社内日報・月報等の業務報告文書等）であれば、この限りではありません。
- ・ 項目欄はすべて記入してください。空白欄は記入漏れとして不備の連絡がいくことがあります。

### ◆項目別記入例（次ページの説明用記入例参照）

- A : 「設備・機器」を守秘義務により記入できない場合は、差し支えない範囲で記入例のように「○○製鋼株小径管工場○ライン渦電流探傷設備」と伏字を交えるなどして記入してください。
- B : 「対象物」を守秘義務により記入できない場合は、差し支えない範囲で記入例のように「○○第 5 ビル」のように伏字を交えるなどして記入してください。
- C : 「準拠規格等」は、検査に用いた JIS 規格や社内基準、仕様書、要領書等を記入してください。
- D : 「実施日」において、NDT 業務が一つの検査業務だけで何年にも渡る場合は、実施日を 1 か月くらいに切って、必要な件数に分けて記入していただいても結構です。
- E : 「記録・報告書番号」を守秘義務により記入できない場合は、差し支えない範囲で記入例のように「検査報告書○○○○R012」と伏字を交えるなどして記入するか、又は、NDT 業務経験を証明できる社内日報・月報「20○○年○○月○○日業務報告書」のように記入しても構いません。
- F : 「依頼元会社名等」を守秘義務により記入できない場合は、会社名を記入例のように○○ガス（株）のように伏字を交えて記入するか、又は、発電業界、検査機器メーカーのように業種等で記入しても構いません。
- G : 「責任者・管理者名」は、所属する勤務先における、その NDT 業務の責任者名をフルネームで記入してください。

\* 守秘義務により項目によっては記入できない場合でも、NDT 経験を証明する文書が紐付けできるような内容で記入をお願いします。

## &lt;説明用記入例&gt;

A	B	C	D	E	F	G
設備・機器	対象物	準拠規格等	実施日	記録・報告書番号	依頼元会社名等	責任者・管理者名
○○社製 R1W・JX-5	高圧ガス導管 配管溶接部	ガス事業法 JIS Z 3104 : 1995	20**/**/**～ 20**/**/**	検査報告書 ○○○○R012	○○ガス(株)	検査太郎
○○社製 RF300EG-S3	溶接試験片	JIS Z 3104 : 1995	20**/**/**	○○研究所○ 年事業報告	○○建設(株)○ ○研究所	検査二郎
○○社製 R1W450MC	○○第5ビル	日本建築学会 検査基準	20**/**/**	RT50-140203	○○ビル管理 (株)	溶接五郎
○○社製超音波探傷器 DUT-01W	ガス導管溶接部の自動探傷装置の開発	ガス導管円周 溶接部の超音波自動探傷法	20**/**/**～ **/**	20○○月刊超音波探傷ニュース ○月号に掲載	○○ガス(株)	自動三郎
○○㈱○○研究所超音波探傷装置	圧力容器鍛造部材の製造工程中社内検査	JIS G 0587	20**/**/**～ 20**/**/**	20○○年○月 次報告書	○○化学(株)	鍛造四郎
○○製後乳化性蛍光浸透液、乾式現像剤、トリクリン洗浄液	ガスタービン ブレード	GE 規格	20**/**/**～ 20**/**/**	SSC78120○○	発電業界	溶剤花子
浸透探傷機器	営業打合せ	社内基準	20**/**/**～ 20**/**/**	○○報告書 資料番号○○	探傷機器メー カ	水洗四郎
○○製鋼(株)小径管工場○ライン渦電流探傷設備	電縫鋼管	JIS Z 2316 JIS G 0583 JIS G 3476	20**/**/**～ 20**/**/**	試験報告書 ETR-12384	○○製鋼(株)品 質保証部	非破壊二郎

\* NDT 方法ごとの記入例を次ページより掲載していますので、そちらも参考にしてください。

### <RT の記入例>

- ・レベル3申請者は5件記入。レベル2申請者は3件以上記入。
- ・すべての項目を記入してください。記入漏れは不備となります。

設備・機器	対象物	準拠規格等	実施日	記録・報告書番号	依頼元会社名等	責任者・管理者名
○○社製 R1W・JX-5	高圧ガス導管 配管溶接部	ガス事業法 JIS Z 3104 : 1995	20**/**/**～ 20**/**/**	検査報告書 2014R012	○○ガス(株)	検査太郎
○○社製 RF300EG-S3	溶接試験片	JIS Z 3104 : 1995	20**/**/**	○○研究所○ 年事業報告	○○建設(株)○ ○研究所	検査二郎
○○社製 R1X200MC	鋳鋼品	JIS G 0581 : 1999	20**/**/**～ **/**	検査報告書 20150441	○○鋳造(株)	非破壊次郎
○○社製 RF250EG-S2	鋼製圧力容器 溶接部	JIS Z 3104 : 1995	20**/**/**～ 20**/**/**	○○報告書 KA120023-1	○○高圧容器 (株)	検査三郎
○○社製 R1W450MC	○○ビル	日本建築学会 検査基準	20**/**/**	RT50-140203	○○ビル管理 (株)	溶接五郎

### <UT の記入例>

- ・レベル3申請者は5件記入。レベル2申請者は3件以上記入。
- ・すべての項目を記入してください。記入漏れは不備となります。

設備・機器	対象物	準拠規格等	実施日	記録・報告書番号	依頼元会社名等	責任者・管理者名
○○社製超音波探傷器 UT28X	建築鉄骨溶接部	鋼構造建築溶接部の超音波探傷検査規準	20**/**/**～ 20**/**/**	検査報告書 TR2016A003	○○建設(株)	超音波一郎
○○社製フェーズドアレイ探傷装置 FA-905EX	アルミニウム合金・銅合金の拡散接合に関する研究	JIS Z 2352 超音波探傷装置の性能測定方法	20**/**/**	20○○ JSNDI 春季大会にて 発表	○○県産業研究所○○年度 経常研究	亜鈴次郎
○○社製超音波探傷器 DUT-01W	ガス導管溶接部の自動探傷装置の開発	ガス導管円周溶接部の超音波自動探傷法	20**/**/**～ **/**	20○○月刊超音波探傷ニュース○月号に 掲載	○○ガス(株)	自動三郎
○○社製超音波探傷器 UT28X	圧力容器鍛造部材の製造工 程中社内検査	JIS G 0587 炭素鋼鍛鋼品及び低合金鋼鍛 鋼品の超音波探傷試験方法	20**/**/**～ 20**/**/**	○○製作所社 内検査報告 第○○号	○○化学(株)	鍛造四郎
○○社製超音波厚さ計 MU-003	石油精製熱交換プラントの 厚さ測定	省令○○号, 及び JIS Z 2355	20**/**/**	○○工場保全 検査報告書 ○○-1201号	○○石油株式 会社	測定五郎

## &lt;MT の記入例 (MY の場合、MT の記入例を参考にしてください) &gt;

- ・レベル3申請者は5件記入。レベル2申請者は3件以上記入。
- ・すべての項目を記入してください。記入漏れは不備となります。

設備・機器	対象物	準拠規格等	実施日	記録・報告書番号	依頼元会社名等	責任者・管理者名
○○社製交流極間式磁化器 MY-A	タンク溶接部	JIS Z 2320 非破壊試験・磁粉探傷試験、危険物の規制に関する規則	20**/**/**	MTY2015005	○○石油(株)	極間次郎
○○社製定置式磁粉探傷試験装置 MT-01	付着磁粉と漏洩磁束密度の関係評価に関する研究	JIS Z 2320 非破壊試験・磁粉探傷試験	20**/**/**～ 20**/**/**	日本非破壊検査協会秋季講演大会 20*年*月*日にて発表	○○(株)○○年度共同研究	磁気花子
機械部品用自動定形磁化装置 AMT01型	自動磁気探傷装置の開発、製造、技術サービス、販売	JIS Z 2320 非破壊試験・磁粉探傷試験	20**/**/**～ **/**	製品開発報告書 MPR-001	○○(株)	電流貫太
○○社製磁粉探傷装置 MT-25	ボルト	JIS Z 2320 非破壊試験・磁粉探傷試験	20**/**/**	MCT002	○○(株)	磁探太郎
○○社製磁粉探傷装置 MT-315	建築鉄骨溶接部	日本建築学会鋼構造建築溶接部の磁粉探傷検査基準	20**/**/**	TR2016A003	○○(株)	極間磁郎

## &lt;PT の記入例 (PD の場合、PT の記入例を参考にしてください) &gt;

- ・レベル3申請者は5件記入。レベル2申請者は3件以上記入。
- ・すべての項目を記入してください。記入漏れは不備となります。

設備・機器	対象物	準拠規格等	実施日	記録・報告書番号	依頼元会社名等	責任者・管理者名
○○社製洗浄剤（除去液）、溶剤除去性浸透液、速乾式現像剤	配管とフランジ溶接部	JIS Z 2343 浸透探傷試験	20**/**/**～ 20**/**/**	KP20140102	○○(株)	浸透太郎
○○社製水洗性蛍光探傷剤、水洗ノズル	アルミダイカスト（ケーシング）	JIS Z 2343 浸透探傷試験	20**/**/**～ 20**/**/**	○○研究所○年事業報告書	石油精製プラント	染色次郎
探傷剤全般	基準探傷剤の比較	JIS Z 2343 浸透探傷試験	20**/**/**～ **/**	NDI PT○○○	非破壊検査協会浸透専門別委員会	蛍光三郎
○○製後乳化性蛍光浸透液、乾式現像剤、トリクロレン洗浄液	ガスターインプレード	GE 規格	20**/**/**～ 20**/**/**	SSC7812○○	発電業界	溶剤花子
浸透探傷機器	営業打合せ	社内基準	20**/**/**～ 20**/**/**	○○報告書 資料番号○○	探傷機器メー カ	水洗四郎

## &lt;ET の記入例&gt;

- ・レベル3申請者は5件記入。レベル2申請者は3件以上記入。
- ・すべての項目を記入してください。記入漏れは不備となります。

設備・機器	対象物	準拠規格等	実施日	記録・報告書番号	依頼元会社名等	責任者・管理者名
○○電力(株)○ ○火力発電所 3号機	高圧給水加熱器	JIS Z 2305 JIS Z 2316	20**/**/**～ 20**/**/**	渦電流探傷検査報告書 ETR-12345	○○電力(株)	非破壊一郎
○○社製渦電流探傷器 URZ-2000型	橋梁溶接部の渦電流法による評価試験	JIS Z 2316	20**/**/**～ 20**/**/**	JSNDI 秋季講演大会 20**/**/**にて発表	○○(株)20**年度共同研究	非破壊二郎
○○工業(株)○ ○工場検査機器製造部	渦電流探傷器及び異材判別器の開発製造	JIS Z 2305 JIS Z 2316	20**/**/**～ 20**/**/**	試験報告書 ETR-12531	○○工業(株)○ ○工場検査機器製造部	非破壊一郎
○○製鋼(株)小径管工場 A ライン渦電流探傷装置	電縫鋼管	JIS Z 2305 JIS Z 2316 JIS G 0583 JIS G 3476	20**/**/**～ 20**/**/**	試験報告書 ETR-12384	○○製鋼(株)品質保証部	非破壊二郎
○○航空(株)○ ○整備工場	航空機のエンジン及び機体整備	JIS Z 2305 JIS Z 2316	20**/**/**～ 20**/**/**	試験報告書 ETR-12787	○○航空(株)○ ○整備工場整備課	非破壊一郎

## &lt;ST の記入例&gt;

- ・レベル3申請者は5件記入。レベル2申請者は3件以上記入。
- ・すべての項目を記入してください。記入漏れは不備となります。

設備・機器	対象物	準拠規格等	実施日	記録・報告書番号	依頼元会社名等	責任者・管理者名
動ひずみ測定器 ST2-D ○○(株)	鋼橋主桁部材	NDIS 4402	20**/**/**	ABC123	○○高速道路(株)	検査一郎
静ひずみ測定器 ST321 (株)○○	CFRP 板材引張試験片	NDIS 4402	20**/**/**	XY333	研究所内航空機材料研究部	研究次郎
動ひずみ測定器 ST3-DA ○○(株)	ロードセル AB352	社内規格 S008	20**/**/**	FS-003	社内品質保証グループ	試験太郎
動ひずみ測定器 DA99 ○○(株)	モータ駆動軸	NDIS 4402	20**/**/**	201603-1A	社内設備管理部	管理幸造
動ひずみ測定器 ST2-D ○○(株)	A2024 材 CT 試験片	NDIS 4402 ASTM E 399	20**/**/**	試験報告書 B1	○○大学○○学部○○研究室	教育基樹